

鹿児島県学校生活協同組合 (通称: 学校生協)

住所: 鹿児島市山下町4-18
 電話: 099-225-2666 FAX: 099-227-4271
 ホームページ <http://www.g-coop.com>

鹿児島県学校生活協同組合は、鹿児島県全域の公立小中高等学校、特別支援学校、教育委員会及び教育関係団体に勤務する職員で出資金一口(1,000円)以上を出資すれば組合員になることができます。

学校生協は、組合員の「ライフパートナー」をめざし、様々な事業を行っています。事業の広報については、毎年2回他の福利厚生団体と共催で厚生担当者会を開催し、学校生協の事業案内を行っています。また、教職員福利厚生事務センターの給与引取り明細書の送付時に合わせて、学校事務職員向けに生協だよりを毎月発行し、可能な限りリアルタイムで情報の提供を行っています。

2015年7月からは鹿児島の焼酎を販売することにより、鹿児島県の伝統文化であり特産品である本格焼酎の販売に関わることで、本県産業の振興にも寄与しています。また、2017年2月からは、家庭への電力自由化に伴い、指定店契約を結んだ太陽ガスが小型小水力発電などで発電した再生可能な自然エネルギーを家庭に供給しています。



《コープのブーコです。》登録商標

学校生協の主な事業

- 1 共同購入カタログ供給事業**
(食品、書籍、雑貨、CD等)
- 2 指定店事業・引越し事業**
(オイル、紳士服、ガソリン、水、メガネ、指定工場等)
- 3 住宅取得促進事業**
(住宅新築、住宅・マンション購入、リフォーム等)
- 4 地域電力供給事業**
(太陽ガスの地域電力供給)
- 5 酒販事業 (呑みゃんせ)**
(県内の地元の焼酎を中心にホームページで紹介販売)
- 6 教職員福利厚生事務センター**
(大口債権者控除データのとりまとめ)
- 7 教育用品株式会社**
(教職員録、新年度用品、学校図書の販売、認定マニュアル印刷)

教職員の福利厚生事業

〈鹿児島県教職員福祉事業連絡会作成〉

福利厚生制度は、働く者にとって大事な制度です。この資料に掲載している下記の5団体は、私たち教職員が職場で安心して働くために「組合員・会員の協同救済＝相互扶助」を制度化・事業化したものです。さまざまな災難に対する経済的損失の補填と生活の安定を目的とした制度・事業となっています。将来発生するかもしれない事故・病気等に備え、組合員・会員からあらかじめ一定の金額を拠出していただき、協同の財産を準備し、万一、組合員・会員に病気や事故等が発生した場合にはそこから給付金・見舞金等を支払う。つまり、組合員・会員の誰かが困ったときに、他の組合員・会員が全体でお互いを助け合う。「相互扶助」という共済の精神で運営されている団体です。

各団体の事業内容等について十分ご理解の上、末永くお付き合いいただきたいと思います。

福利厚生事業団体

- ★ 公立学校共済組合鹿児島支部
- ★ 一般財団法人鹿児島県教職員互助組合
- ★ 一般社団法人鹿児島県教職員共助会
- ★ 鹿児島県学校生活協同組合
- ★ 教職員共済生活協同組合鹿児島県事業所

賢く選んで
セーフティネットの充実を!

教職員共済生活協同組合 鹿児島県事業所

住所: 鹿児島市山下町4-18
 電話: 099-225-2587 FAX: 0120-974-348
 ホームページ <http://www.kyousyokuin.or.jp/>

あんしん むすぶ
教職員共済

主な事業

- 1 総合共済: 火災・住宅災害・個人賠償・教職員賠償など12種類の保障**
- 2 自動車共済: 自動車事故による相手やご自身の損害を補償**
(補償充実コースで6等級以上なら通勤中の事故は等級ダウンなし)
(いずれのコースでも公務使用中の事故は等級ダウンなし)
- 3 団体生命共済: 死亡・高度障害保障**
(40歳以下の方には特におすすめ)
- 4 医療共済: 入院しても安心**
1泊2日からの入院保障
- 5 年金共済: 公的年金だけでは心配。**
現職中に積立てて老後も安心
- 6 火災共済・自然災害共済: 火災・自然災害から家や家財を守る。**
地震に対しても備えられます。
- 7 新終身共済: 死亡・高度障害を生涯にわたって保障。**
- 8 交通災害共済: ケガをしたときの補償。**
個人賠償もついています。

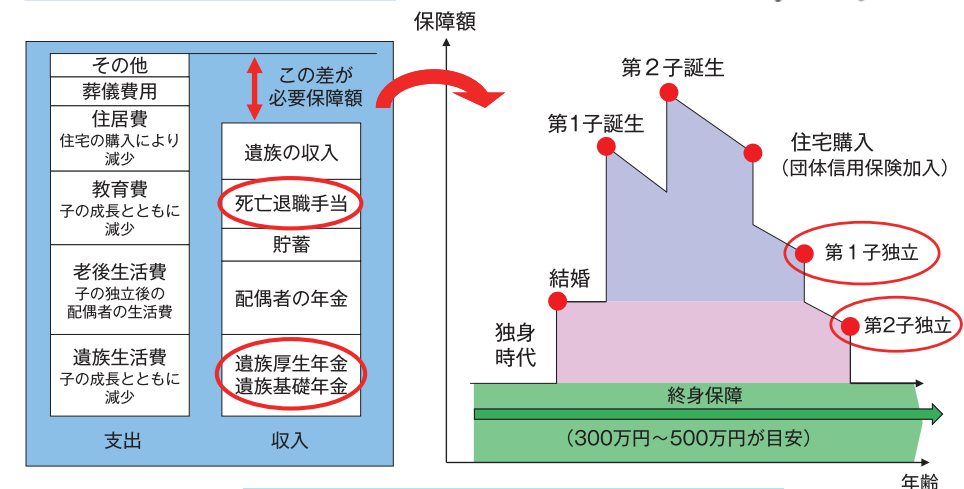


加入条件

県内の公立・私立学校に勤務する教職員(期限付教職員を含む)と教育行政に勤務する職員は、加入時に出資金100円を納入していただければ、どなたでも加入することができます。



死亡保障の考え方



末のお子さまの独立を機に、
死亡保障は必要最小限に見直しを

公立学校共済組合鹿児島支部 (通称:共済組合)

主な事業等

- 1 共済組合員証** (組合員の資格得喪及び被扶養者の認定、取消等)
- 2 短期給付** (療養・高額療養費、出産費、育児休業手当金、弔慰金等)
- 3 長期給付** (厚生年金等)
- 4 保健事業** (人間ドック、健康管理講座、特定健康診査・保健指導等)
- 5 貸付事業** (一般、住宅、教育、災害、医療、結婚、葬祭等)
※各貸付の利率は、当支部のホームページに掲載
- 6 福祉保険制度** (ファミリー年金・医療費支援制度)
アイリスプラン (経済生活支援事業)
- 7 ホテルウェルビューかごしまの運営**
組合員及び同伴の一親等以内の家族が宿泊、会食等でホテルウェルビューかごしまを利用した場合、料金の一部を補助
○宿泊利用補助……1泊当たり、大人1,000円(小人500円)を補助
○会食等利用補助…利用料金1,500円以上3,500円未満で500円の補助
利用料金3,500円以上5,500円未満で1,000円の補助
利用料金5,500円以上で2,000円の補助
○結婚式場利用補助…組合員及び子が結婚披露宴を行った場合、10万円を補助、100人以上の披露宴の場合、20万円を補助
このほか、ブライダル特典として、紹介者キャンペーンや記念日宿泊プレゼントなど多数有
○法事等利用補助…組合員又は被扶養者が法事等を行った場合、利用額の1/2(上限3万円)を補助

加入条件

正規採用と同時に共済組合員となります。
共済組合短期掛金・長期掛金は、給与から控除します。
住 所：鹿児島市鴨池新町 10-1 (県教育庁総務福利課内)
電 話：099-286-5205(直通) 099-286-5206(直通)
F A X：099-286-5663
ホームページ <http://www.kouritu.go.or/kagoshima/>

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合 (通称:互助組合)

互助組合は「鹿児島県教職員の共済制度に関する条例」「鹿児島県教職員互助組合設立に関する規則」に基づく本県教職員のための福利厚生団体です。正規採用と同時に互助組合員になります。掛金(給与の1%)積立金(月2,000円)は給与から控除します。掛金は9割、積立金は10割を退職時に還付します。

互助組合が実施する事業

- 1 給付事業**
 - ①医療関係給付 (医療補助・入院補助・通院補助・不妊治療助成・人間ドック補助・人間ドック等旅費補助)
 - ②慶弔・見舞関係給付 (出産補助・組合員特別給付・結婚祝・療養見舞・休職者給付・職場復帰支援補助・介護休暇給付・休職退職者見舞・災害見舞・組合員弔慰金・配偶者弔慰金・被扶養者弔慰金)
 - ③保養・元気回復給付 (保養施設利用補助・「山の家・海の家」事業(夏季限定)・特別保養施設利用補助・文化体育事業補助)
 - ④退職時給付 (退職生業資金・積立金還付・退職組合員慰労費)
- 2 貸付事業** (生活、住宅、教育、結婚、自動車、医療、高額医療)「簡単!便利!早い!安心!」貸付利率等の詳細はホームページや互助組合が発行するハンドブック等で確認ください。
- 3 公益文化事業** (スクールコンサート)
- 4 会員証事業** (会員証を提示し、契約施設・店舗等で割引サービスが受けられます。詳細はホームページ、パンフレットでご確認ください。)
- 5 互助組合会館の駐車場利用と会議室利用**
- 6 退職後の福利事業：退教互制度** (75歳誕生日前日まで)医療補助金、保養施設宿泊利用補助金、弔慰金等「安い掛金・大きな安心」

住 所：鹿児島市照国町 11-35
電 話：099-225-4555 FAX：099-222-7750
ホームページ <http://www.kyogo.or.jp>



一般社団法人 鹿児島県教職員共助会 (通称:共助会)

有利 便利 安心

共助会への加入は**新規採用時に加入された方が有利**です。
加入には入会申込書の提出が必要です。詳しくは事務の先生や共助会にお問い合わせください。

それは… ①ご結婚、ご出産などのお祝金の**給付金**があります。ぜひ、事由発生前のご加入手続きをお勧めします。
②「突然の出費」や「退職後の生活費」に備えて、共助会の貯金事業を利用して**ライフプラン**が立てられます。

さらに… 月々納入し積み上げられた会費(給与の1%)は、退職・退会時に現職**会員生業資金**として**全額給付**いたします。(実質的な会費は**0円**です)
※なお、本会は終身会員制ですので、退職後も引き続き会員を継続できます。

共助会の事業概要

鹿児島県教職員共助会：通称「共助会」は、鹿児島県で働く教職員の相互扶助(互助)を目的とした任意加入の福利厚生団体です。

- 1 給付金事業** 会員の慶弔時のお祝い金やお見舞金など、各種の給付金が充実しています。※出産祝金、結婚祝金などの給付金もありますので、少しでも**早い時期(事由発生以前)**に加入した方が**有利**です。
- 2 貸付事業** 生活資金貸付(最高限度額300万円まで)は、必要な時に、すぐにご利用でき**とても便利**です。※窓口で現金を受け取ることも可能です。
- 3 貯金事業** 給与天引きの規約貯金一括お預かりの定額貯金があり、どちらも利率が高く**安心して預ける**ことができます。また必要な時にいつでも払い出しが**便利**です。
- 4 保険料の団体取扱事業** 保険料の団体取扱いができ、保険料が安くなります。※一部、割引対象外の商品があります。
- 5 会員証割引事業** 会員証を提示して提携施設の割引サービスが受けられます。
- 6 元気回復事業** 共助会の地区活動や現職会員ゴルフコンペに参加できます。

お気軽にお問い合わせください。 **TEL099-226-5953**
〒892-0816 鹿児島市山下町 4-18 ホームページ <http://www.kyojo.jp>

相互扶助の一環としての貸付事業!

このパンフレットに掲載の団体が行なう貸付事業は、「組合員・会員」の福利厚生を図るという設立目的に則り、「組合員・会員」が納入した掛金及び積立金等を財源として、「組合員・会員」の様々な資金ニーズにお応えするために、必要な額の貸付が受けられるための制度です。

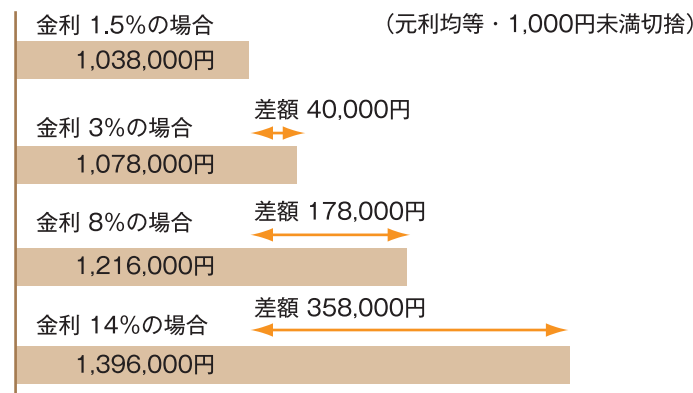
申込み手続きの簡略化や負担軽減を図ることを考慮しつつ、「組合員・会員」の皆様からお預かりしている財産の保全についても万全を期すため、貸付保険に加入しています。(連帯保証人や抵当権の設定は必要ありません。)

各団体が貸付事業で得た利息収入については、各種福利厚生事業の財源として活用されます。

商品の分割払い、リボルビング契約、キャッシング利用など他の民間金融機関・クレジット会社を利用する前に、ぜひ、利益追求ではなく相互扶助の一環として行なわれている、福祉事業連絡会加盟団体の貸付事業のご検討ご利用をお勧めします。

※連帯保証人……借受けた人と全く同等の返済義務を負う。
※抵 当 権……借金の際に設定する。借受け側が返済不能になった場合、担保として抵当権を設定していた不動産等を貸付側が処分できる権利

100万円を5年間で返済した場合の総返済額の違い



金利が違うとこんなに返済総額が違います。

鹿児島県教職員福祉事業連絡会加盟団体の貸付金利は安心・低利です。賢い借入れはどこから借りるかだと思います。ライフイベントにあわせた資金活用で充実した生活設計をサポートします。

悩まないで、まず相談を!

安易な債務整理は社会的信用を失います
どうしても返済不能の場合は債務整理となります

多重債務4つの解決方法

条件しだいで返済できる	●負債の整理を話し合いにより解決。返済も多額ではなく、返済計画に合意が得られそう	①任意整理 ②特定調停
	●裁判所を通じて行う法的措置。住宅ローンを除いて債務総額が5,000万円以下 ●住宅ローンがあり住宅を手放したくない場合	③個人民事再生
返済ができない	●裁判所を通じて行う法的措置。自己の全財産(生活に必要なものを除く)を返済に充て残額については免除する	④自己破産